

食環境整備検討会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

	氏名	所属・補職名	健康横浜21 推進会議	食育推進 検討部会委員
1	赤松 利恵	お茶の水女子大学 基幹研究院 自然科学系 教授	臨時委員	—
2	影山 昌弘	株式会社セブン-イレブン・ジャパン 総務法務本部 総合渉外部 京浜ゾーン 兼 西神奈川ゾーン マネジャー	臨時委員	—
3	梶村 直之	株式会社ダイエー ICT戦略本部 マーケティング部 部長	臨時委員	—
4	金子 佳代子	横浜国立大学 名誉教授	臨時委員	○
5	君塚 義郎	株式会社 崎陽軒 常務取締役	臨時委員	○
6	吉田 章	日本チェーンストア協会 相鉄ローゼン株式会社 経営管理本部 人事部 マネージャー	委員	—

アドバイザー

1	圖司 幸三	株式会社セブン-イレブン・ジャパン 商品本部 地区MD統括部 首都圏地区 チーフマーチャンダイザー
2	持田 みほ	株式会社ダイエー ICT戦略本部 マーケティング部 ワイン&ウェルネスチーム リーダー

健康横浜 2 1 推進会議運営要綱

制 定 平成 24 年 3 月 1 日 健保事第 3964 号 (局長決裁)

最近改正 令和 5 年 3 月 24 日 健保事第 3956 号 (局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例 (平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号) 第 4 条の規定に基づき、健康横浜 2 1 推進会議 (以下、「推進会議」という。) の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(担当事務)

第 2 条 横浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 健康増進計画である健康横浜 2 1 (以下、「健康横浜 2 1」という。) の推進に関すること。
- (2) 健康横浜 2 1 の評価・策定に関すること。

(委員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 保健医療専門家
 - (3) 健康に関連するボランティア団体・企業等の各種団体の代表者
 - (4) マスメディアの代表者
- 2 委員の任期は、5 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の代理は、認めないものとする。

(臨時委員)

第 4 条 推進会議に、健康横浜 2 1 の評価・策定や健康づくりに関する事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
- (1) 学識経験者
 - (2) 保健医療専門家
 - (3) 健康に関連するボランティア団体・企業・各種団体の代表者等
- 3 臨時委員は、第 1 項の事項に関する調査審議が終了したときは、解任され

たものとする。

(会長)

第5条 推進会議に会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を掌理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、推進会議の議長とする。
- 3 推進会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 健康横浜21について調査審議するために部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長1人を置き、委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 4 第6条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中の「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。
- 5 部会の委員構成や議事内容等を踏まえ、推進会議の会長が認める範囲において、前項に基づく部会の決定を推進会議の決定に代えることができる。

(会議の公開)

第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、委員会の会議については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第9条 会長又は部会長は、推進会議又は部会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第10条 推進会議の庶務は、健康福祉局地域福祉保健部健康推進課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後最初の委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。また、最初の部会の会議は、会長が招集する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

食育推進検討部会設置要綱

制定 令和3年3月23日 健保事第4009号（局長決裁）
最近改正 令和5年3月24日 健保事第3956号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、食育の推進に関して専門的見地から検討するため、健康横浜21推進会議運営要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項に基づき設置する「食育推進検討部会」（以下「検討部会」という。）の運営に関し必要な事項について定めるものとする。

（検討事項）

第2条 検討部会は、次の事項について検討を行うものとする。

- （1）食育推進計画の策定に関する事項
- （2）食育の推進に関する事項
- （3）その他必要な事項

（構成）

第3条 検討部会は、要綱第7条第2項に基づき、健康横浜21推進会議（以下「推進会議」という。）の委員及び要綱第4条に基づき市長が任命した臨時委員のうちから推進会議の会長が指名する者をもって組織する。

（任期）

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた時の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（部会長等）

第5条 検討部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は、委員の互選によりこれを定める。副部会長は、委員の中から部会長が指名する。

3 部会長は、検討部会を代表し、会務を掌理する。

4 副部会長は、部会長が欠けたとき、その職務を代理する。

（会議）

第6条 検討部会の会議は、部会長が招集する。ただし、委員任命後、部会長選出前の検討部会の会議は、推進会議の会長が招集する。

2 部会長は、検討部会の会議の議長とする。

3 検討部会は、委員の過半数の出席により開催する。

4 検討部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、検討部

会の部会長の決するところによる。

- 5 検討部会を欠席する予定の委員は、第2条に関する意見を書面により事前に提出することができる。

(会議の公開)

第7条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）

第31条の規定により、検討部会の会議については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第8条 部会長は、検討部会の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(推進会議への報告)

第9条 検討部会は、会議内容を推進会議へ報告するものとする。

(守秘義務)

第10条 委員及び関係者は、検討部会の運営上知りえた秘密を厳守するとともに、これを他に利用してはならない。

(庶務)

第11条 検討部会の庶務は、健康福祉局健康推進課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、部会長が検討会の会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年3月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

3 議事

(1) 食環境づくりモデル事業について

ア 令和5年度モデル事業の実施内容

イ 横浜市の中食の現状把握

ウ 各企業の状況

(2) 食環境づくり協力店の枠組みについて

資料3

2

(1) 食環境づくりモデル事業について

<横浜市が目指す食環境づくり>

目的:健康への関心の有無にかかわらず、市民の誰もが健康的な食事を選択できる環境づくり



(1)ア 令和5年度モデル事業の実施内容

資料3

目標:●**栄養バランスのよい食事を選択できる環境になっている**

実施内容:栄養バランスのよい弁当の提供 【ターゲット層】30~50歳代男性

基準

必須項目

- ①エネルギー 650~850Kcal
- ②主食(ご飯150~200g)+主菜(肉・魚・卵・大豆製品)+副菜(140g以上)が揃っている
※副菜:野菜、いも類、きのこ類、海藻類

努力項目

- ③脂質のエネルギー比(脂質20~30%)
- ④食塩摂取量は3.5g未満
- ⑤手ごろな値段

(1)ア 令和5年度モデル事業の実施内容

資料3

5

<第1弾>栄養バランスのとれた弁当の販売

相鉄ローゼン株式会社と連携し、30～50歳代を対象とした『栄養バランスのとれた弁当』を7月～8月頃に販売します。

また、相鉄ローゼン株式会社と横浜市が連携協定を締結します。

(1)ア 令和5年度モデル事業 記者発表

資料3

6

連携協定及び「栄養バランスのとれた弁当」販売について、6月に記者発表を行う予定です。

記者発表資料には、モデル事業を行うことになった経緯で、食環境整備検討会及び検討会委員について記載させていただきたいと考えています。

検討会委員	所属・補職名
赤松 利恵	お茶の水女子大学 基幹研究院 自然科学系 教授
影山 昌弘	株式会社セブン-イレブン・ジャパン 総務法務本部総合渉外部京浜ゾーン 兼西神奈川ゾーン マネジャー
梶村 直之	株式会社ダイエーICT戦略本部 マーケティング部 部長
金子 佳代子	横浜国立大学 名誉教授
君塚 義郎	株式会社 崎陽軒 常務取締役
吉田 章	日本チェーンストア協会 相鉄ローゼン株式会社経営管理本部 人事部 マネージャー

(1) イ 横浜市の中食の現状把握

資料3

7

食環境づくりを効果的に進めるため、国立大学法人お茶の水女子大学と連携し、横浜市の中食について現状把握を実施します。

横浜市内のスーパー等で販売されている弁当の人気順位、利用する年代層やエネルギー、野菜量、食塩相当量等の1食あたりの平均値、販売に係る店内表示等について確認する予定です。

検討委員の皆さまには、御協力をお願いします。

(1) 令和5年度モデル事業 スケジュール

資料3

8

	令和5年度					
	4~5月	6月	7月	8月	9月	10月
モデル事業 (バランス弁当)	・弁当の内容 検討 ・商品の決定	・記者発表 ・試食会		販売期間調整中 アンケート 集計		効果検証
横浜市の中食の状況を 確認		現状調査 (ベースライン)				
検討会	5/17 ○モデル事業の進捗確認 ○6年度以降の食環境づくりの枠組み検討		7/19 ○モデル事業の進捗確認 ○6年度以降の食環境づくりの枠組み検討			10/20 ○モデル事業の効果検証 ○6年度以降の食環境づくりの枠組(案)完成予定

(2) 食環境づくり協力店の枠組みについて

食環境づくり協力店の枠組みについて

<目的>

市民の誰もが自分にあった、健康的な食事を選択できる環境を整えること

<指標>

栄養バランスのよい食事を選択できる環境づくりに資する取組を行っている店舗数

<枠組みの検討>

食環境づくりに資する取組を行っている店舗の登録基準の整備

取組内容	必須要件	詳細
健康応援メニュー	バランスメニュー (55店舗) 定食又はセットメニューで、主食、主菜、副菜がそろっており、それぞれが別の皿に盛られている。 	※副菜は、野菜、いも類、きのこ類、海藻類を主に使った料理
	野菜たっぷりメニュー (113店舗) 1人前で120g以上の野菜を使用している。 	※野菜には、いも類、きのこ類、海藻類、こんにやくは含まない
	ヘルシーオーダー (37店舗) 次のa、bのうち、1つまたは両方を実施する。 a お客様の要望に応じて主食の量を減らすことができる。 b 調味料の量や種類(種類については健康に配慮した調味料に限る。)をお客様が選択することができる。 	
栄養成分の表示 (18店舗)	提供する食事のエネルギーを表示する。	
おすすめ朝食メニューの提供 (14店舗)	午前9時以前に、主食、主菜、副菜がそろった朝食限定の定食またはセットメニューを提供している。	

食環境づくり協力店の枠組み(案)

取組内容	中食	外食	基準
栄養バランス	1食で栄養バランスが整った弁当の提供	1食で栄養バランスが整っているメニュー	資料4-2を参照
野菜たっぷり	1食で副菜140g以上の商品を提供	1食で副菜140g以上が取れる	※野菜には、いも類・きのこ類・海藻類・こんにやくは含まない
	1商品当たり、副菜70g以上の商品を提供		
塩分控えめ	1食あたり3g未満(650kcal未満の場合)、1食あたり3.5g未満(850kcal未満)の商品を提供	1食あたり3g未満(650kcal未満の場合)、1食あたり3.5g未満(850kcal未満)	
	単品の場合、100gあたり1g未満の商品を提供	単品の場合、100gあたり1g未満	
組み合わせで栄養バランス	栄養バランスよく組み合わせができる工夫		

食環境づくり協力店の枠組み(ハマの元気ごはん協力店)

資料4-2

取組内容	中食	意見	基準	
栄養バランス	1食で栄養バランスが整った弁当の提供		①エネルギー:650~850Kcal ②主食(150~200g)+主菜+副菜(140g以上)がそろっている。 ※副菜は、野菜・いも類・きのこ類・海藻類・こんにゃくを主に使った料理 ③脂質のエネルギー比(脂質20~30%) ④食塩摂取量 3.5g未満	①エネルギー:450~650Kcal未満 ②主食(150~180g)+主菜+副菜(140g以上)がそろっている。 ※副菜は、野菜・いも類・きのこ類・海藻類・こんにゃくを主に使った料理 ③脂質のエネルギー比(脂質20~30%) ④食塩摂取量 3.0g未満
	1食で栄養バランスが整った弁当の提供		①エネルギー:650~850Kcal ②主食(150~200g)+主菜+副菜(140g以上)がそろっている。 ※副菜は、野菜・いも類・きのこ類・海藻類・こんにゃくを主に使った料理	①エネルギー:450~650Kcal未満 ②主食(150~180g)+主菜+副菜(140g以上)がそろっている。 ※副菜は、野菜・いも類・きのこ類・海藻類・こんにゃくを主に使った料理
野菜たっぷり(野菜摂取の向上)	1食で副菜140g以上の商品を提供		※副菜は、野菜・いも類・きのこ類・海藻類・こんにゃくを主に使った料理	
	1商品当たり、副菜70g以上の商品を提供		※副菜は、野菜・いも類・きのこ類・海藻類・こんにゃくを主に使った料理	
塩分控えめ(食塩摂取量の減少)	1食あたり3g未満(650kcal未満の場合)、1食あたり3.5g未満(850kcal未満)の商品を提供			
	単品の総菜の場合、100gあたり1g未満の商品を提供			
組み合わせで栄養バランス	栄養バランスよく組み合わせができる工夫 例:商品が黄(主食)、赤(主菜)、緑(副菜)と分類されていて、選びやすくなっている			

※外食については、中食の枠組みを検討後、中食の基準に準じて設定する予定です

第3期健康横浜21 策定スケジュール（予定）

資料5

	令和4年度				令和5年度			
	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月
市会					第2回定例会 骨子案	第3回定例会 素案	第4回定例会 パブコメ報告	第1回定例会 議案審議
健康横浜21 推進会議		● 9/2		● 3/29	委員改選	● 7/13（予定）	● 12月（仮）	
評価策定部会		● 8/1	● 11/30	● 2/15	● 5/8	● 7月下旬（仮）	● 11月（仮）	
主な作業	○最終評価報告書 公表	○健康課題の抽出	○目標・指標と取組 の検討	○骨子案作成	○目標値検討 ○素案作成	○素案確定 ○市民意識調査検討	○議案エントリー ○パブコメ実施 ○原案作成	○市民意識調査 ○策定公表
歯科部会		● 7/13	● 10/24		● 6/14（予定）		● 10月（仮）	
主な作業		○骨子案の検討 ○健康課題の検討 ○目標・指標の検討	（7月部会の続き） ○取組内容の検討 ○素案の検討		○素案修正		○原案作成に向けた 検討	○策定公表
食育部会		● 7/22		● 1/20	● 6/21（予定）		● 11/14（予定）	
食環境検討会	● 6/21	● 9/21	● 11/17		● 5/17	● 7/19（予定）	● 10/20（予定）	
主な作業		○骨子案の検討 ・基本理念、基本目 標、推進テーマ ・目標と指標 ・取組内容	○食環境整備にかか る具体的取組の検討	（7月部会の続き） ○素案原案の検討 ○推進テーマごとの 取組内容の検討	○素案の検討 ○具体的取組の検討		○原案の検討 ○具体的取組の検討	○策定公表
国の動向（予定） 【健康日本21】		8月：次期プラン 検 討開始 9月：全体の方向性 の検討等	10月：指標の検討等 11月：指標の検討、 プラン骨子案等 12月：目標検討	2月：プラン素案 3月：プラン案の最 終審議	春 都道府県・市町村が健康増進計画を策定 次期プラン公表			
国の動向（予定） 【歯科口腔保健の 推進に関する基本 的事項】			8月 最終評価案の最終審議 →次期基本的事項 検討開始		春 都道府県・市町村が基本的事項（横浜市では計画）を策定 次期基本的事項 公表			